

平成 30 年度 長野市の保育所等利用者負担額について(案)

国の動向について

●幼児教育の段階的な無償化に向けた取組について

1 号認定子どもについて、年収約 270 万円～約 360 万円未満相当世帯の保護者負担軽減

- ・第 1 子 月額 14,100 円→月額 10,100 円 (△4,000 円)
- ・第 2 子 月額 7,050 円→月額 5,050 円 (△2,000 円)



□保育料（利用者負担額）を次のように変更する

○ 1 号認定子ども

階層区分 (市町村民税所得割課税額)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
C 階層 77,100 円以下	第 1 子 <u>16,100 円</u>	<u>14,100 円</u>	<u>10,100 円</u>
	第 2 子 <u>8,050 円</u>	<u>7,050 円</u>	<u>5,050 円</u>